★児童手当手続確認フローチャート（※公務員の方は所属庁へお問合せ下さい）

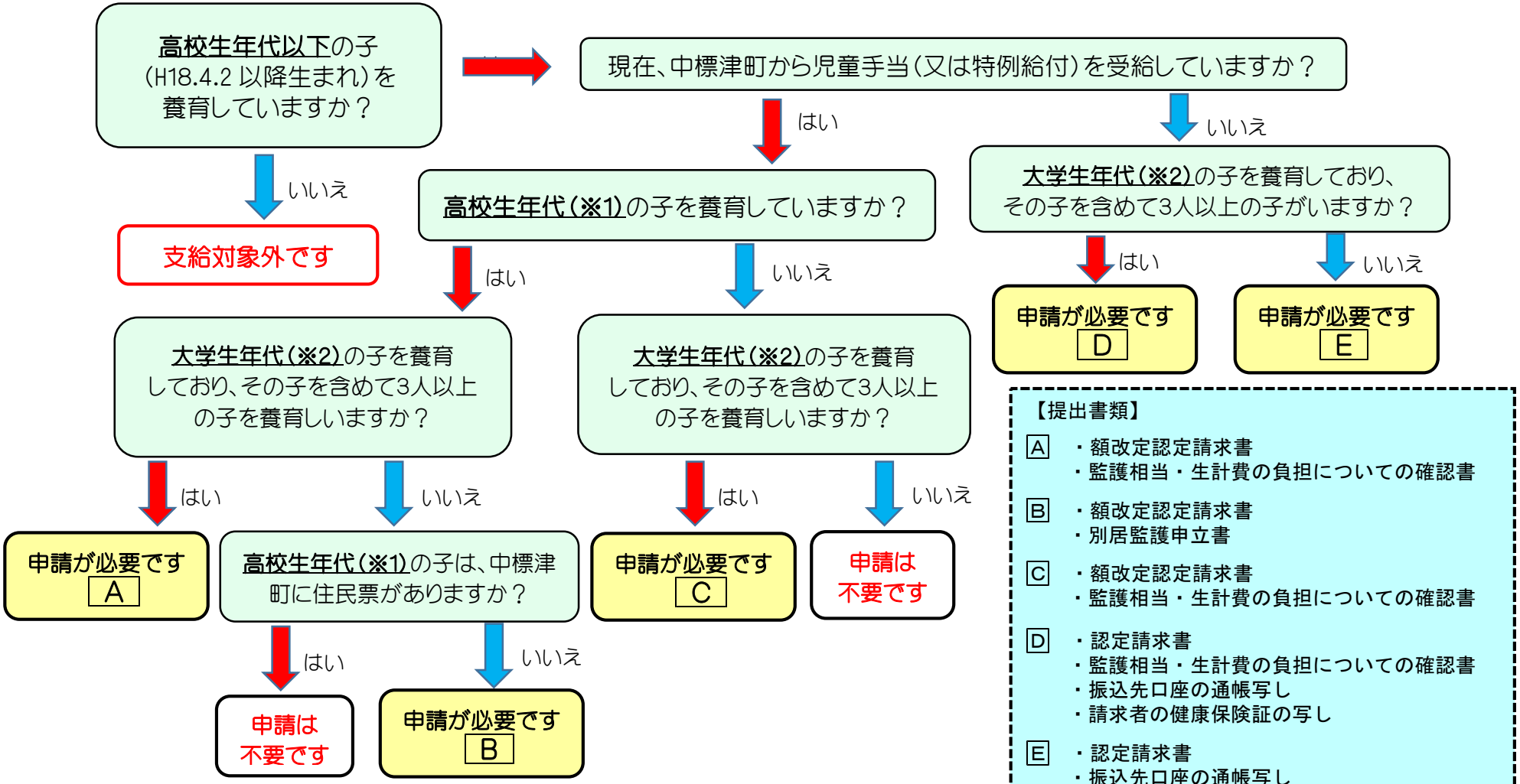

※１「高校生年代」 … 平成 18 年４月２日から平成 21 年４月１日までに生まれた子
※２「大学生年代」 … 平成 14 年４月２日から平成 18 年４月１日までに生まれた子

※養育しているとは・・・父母等が定期的な連絡・面会等の監護と、生活費などの経済的負担をしている場合に第３子加算のカウント対象となります。同居や別居の状況、進学や就職の状況の有無に関わらず、父母等が学費や家賃、食費や生活費の一部を負担している場合は該当します。

【提出書類】

A
- 額改定認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

B
- 額改定認定請求書
- 別居監護申立書

C
- 額改定認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

D
- 認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書
- 振込先口座の通帳写し
- 請求者の健康保険証の写し

E
- 認定請求書
- 振込先口座の通帳写し
- 請求者の健康保険証の写し

※高校生年代以下の子が町外に居住している場合は
- 「別居監護申立書」
- 「マイナンバーのわかるものの写し」
（※別居している方全員分[子・配偶者など]）
の提出が必要です